

「被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について

府令案の概要

被災者生活再建支援法施行規則では、火砕流等の災害によって長期にわたる避難を余儀なくされている世帯で、災害対策基本法に基づく避難指示等（ ）が解除されないまま通算3年以上経過し、当該避難指示等が解除された後2年以内に災害発生の際に居住していた市町村に戻り居住する世帯を支援するため、その際に必要となる移転費や物品購入・補修費等を対象に、法律に定める限度額（300万円）の範囲内で、上限70万円の支援金を支給する特例（以下、「解除特例」という。）を設けている。

（ ）避難の勧告・指示（災害対策基本法第60条第1項）、警戒区域設定（同法第63条第1項）

平成12年6月に発生した三宅村の噴火災害については、平成17年2月1日、村全域に係る避難指示が解除され、帰村した世帯には、解除特例による支援金の支給が行われている。

他方で、現在でも有毒な火山ガスの発生が継続し、特にその濃度が高い地域については、条例により居住が制限されていることなどから、被災世帯の中には、現在も帰村が困難な世帯があり、当該世帯については、引き続き、解除特例による支援が必要となっている。

避難指示解除から2年が経過する平成19年1月末以降も引き続き、上記のような被災世帯を救済するため、都道府県の認定により、災害発生の際居住していた市町村内に戻って居住する際に、2年を超えてもなお、解除特例の適用を受けることができるようにする措置を内容とする府令改正を行う。

（参考）

東京都は、府令案の公布・施行後、三宅村噴火災害に係る解除特例の適用について、平成19年1月末以降も適用を受けることができる世帯を認定する予定。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
西岡、仲島

TEL 5253-2111（内線51602）

3501-5191（直通）

参考

被災者生活再建支援法の概要

1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

2. 法適用の要件

(1) 対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、～に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯又は住宅が半壊しやむを得ない事由により解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。

	合計	～	～
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

【生活関係経費(～)】

生活に必要な物品の購入費又は修理費
自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
住居の移転費又は交通費
住宅を賃借する場合の礼金

【居住関係経費(～)】

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
住宅の解体（除却）・撤去・整地費
住宅の建設、購入のための借入金等の利息
ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(注)大規模半壊世帯は～のみ対象(100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む。)

(注)長期避難世帯の特例として避難指示等が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
長期避難解除世帯特例

(注)他の都道府県へ移転する場合は～それぞれの限度額の1/2

(2) 支給に係るその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) 500万円 の世帯	300万円	225万円
500万円 < (年収) 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円 < (年収) 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

(注)要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級精神障害者、1,2級の身体障害者などを含む世帯

4 補助金の交付

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を原資として被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

内閣府令第 号

被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第四条第一項第一号の規定に基づき、被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年一月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項に規定する避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第一号に掲げる世帯であつて、前項の期間内に、避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始することのできないやむを得ない事情があると認めるものについては、当該期間を延長することができる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

改正後	現行
<p>（令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項及び第五項並びに同法第六十一条第一項に規定する避難のための立退きの勧告若しくは指示（以下この項及び次項において「避難の指示等」という。）が行われ、又は同法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する警戒区域が設定された際に当該避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、当該地域又は警戒区域に係る避難の指示等又は警戒区域の設定の期間が通算して三年を経過した日以後、同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により避難の必要がなくなつた旨の公示がなされた日又は警戒区域でなくなつた日（第十条第二項において「避難指示等解除日又は警戒区域解除日」という。）から起算して二年を経過する日までの間に、当該避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始するもの（以下「長期避難解除世帯」という。）の世帯主に対する支援金に係る令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、前項の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ規定する額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額（令第三条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる経費として支出したものに限る。）との合計額とする。</p> <p>一 単数世帯 五十二万五千元</p> <p>二 複数世帯 七十万円</p>	<p>（令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項及び第五項並びに同法第六十一条第一項に規定する避難のための立退きの勧告若しくは指示（以下この項において「避難の指示等」という。）が行われ、又は同法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する警戒区域が設定された際に当該避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、当該地域又は警戒区域に係る避難の指示等又は警戒区域の設定の期間が通算して三年を経過した日以後、同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により避難の必要がなくなつた旨の公示がなされた日又は警戒区域でなくなつた日（第十条第二項において「避難指示等解除日又は警戒区域解除日」という。）から起算して二年を経過する日までの間に、当該避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始するもの（以下「長期避難解除世帯」という。）の世帯主に対する支援金に係る令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、前項の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ規定する額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額（令第三条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる経費として支出したものに限る。）との合計額とする。</p> <p>一 単数世帯 五十二万五千元</p> <p>二 複数世帯 七十万円</p>

3 |

都道府県は、前項に規定する避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第一号に掲げる世帯であつて、前項の期間内に、避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始することのできないやむを得ない事情があると認めるものについては、当該期間を延長することができる。